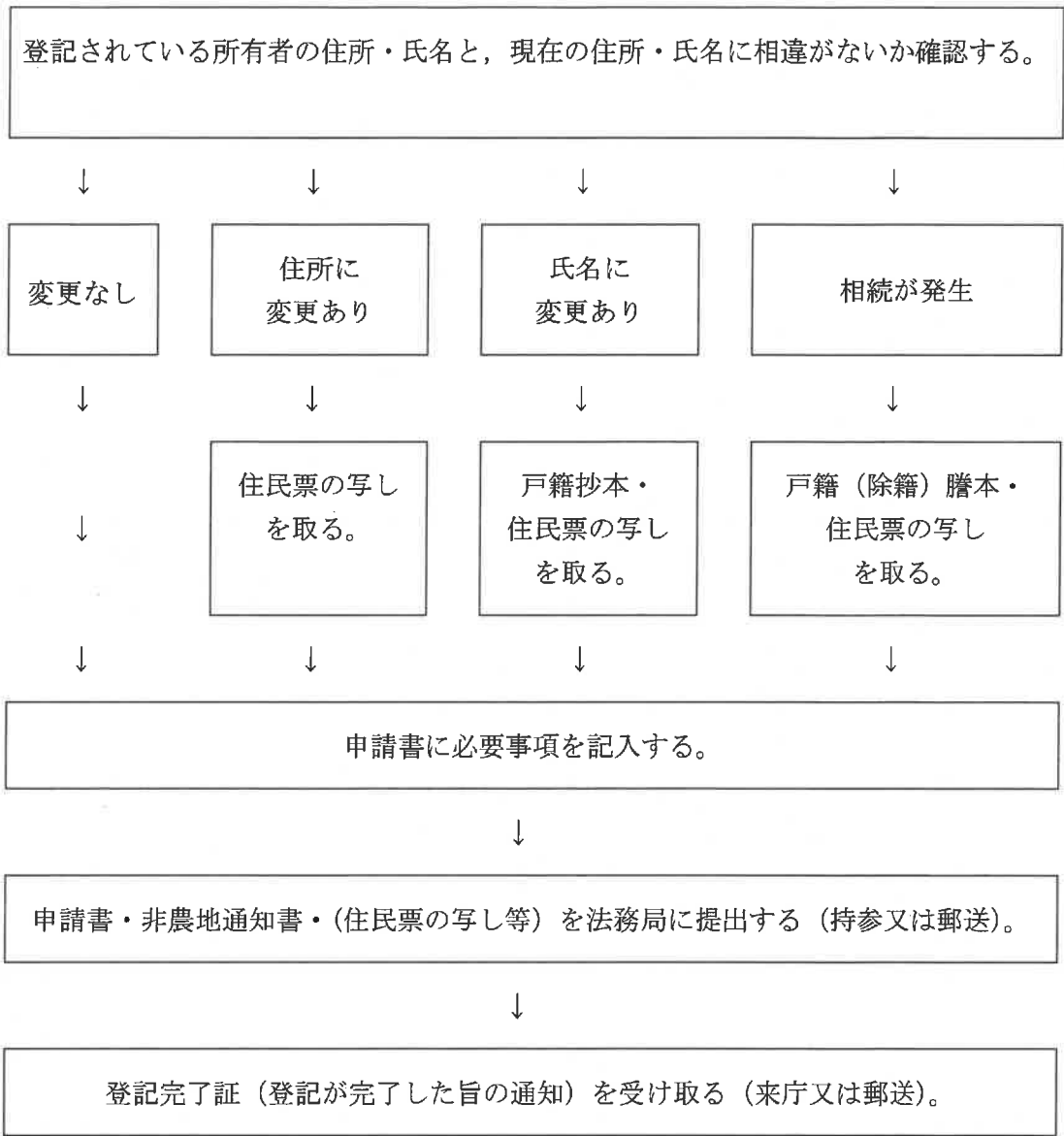


非農地通知書により地目変更の登記申請をされる方へ

(高知地方法務局)

- 登記されている土地の地目に変更があった場合は、土地の地目変更の登記申請を行う必要があります。
- 後述の「申請書の書き方等」をご覧になりながら、申請書に必要事項を記載してください。
- 申請書の様式及び記載例については、後述しますのでご利用ください。
- ご不明な点等がございましたら、県内各登記所にて登記手続案内をご利用ください。なお、登記手続案内は、完全予約制ですので、事前予約をお願いします。
- ※ 登記手続案内のご利用につきましては、非農地通知書が皆様のお手元に届いた直後から1か月程度は、窓口及び電話とも大変混み合うことが予想されますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 登記の申請は、ご本人様で行う方法と土地家屋調査士に依頼する方法があります。土地家屋調査士に依頼される方は、高知県土地家屋調査士会（088-825-3132）までお問い合わせください。
- 地目変更の登記申請は、ご来庁いただくか郵送でもすることができます。詳しくは、「申請書の書き方等」の「7」をご覧ください。
- 地目変更登記は、登録免許税がかかりません（非課税）。
- 申請されてから登記が完了するまで、1週間から2週間程度のお時間をいただきます。

登記申請の流れ



申請書の書き方等

- 1 登記されている所有者の住所・氏名と、現在の住所・氏名に変更等がないか確認してください（登記されている所有者の住所・氏名については、登記事項証明書等で確認することができます。）。

（変更等がなければ「5」をご覧ください。）

- ・ 登記されている住所・氏名に変更がある場合、又は相続が発生している場合は、別途証明書が必要になります。
- ・ 住所に変更があるときは「2」の説明を、氏名に変更があるときは「3」の説明を、相続が発生しているときは「4」の説明をご覧ください。

- 2 住所に変更がある場合は、「住民票の写し」が必要です。

- ① 登記されている住所から現在の住所が確認できる「住民票の写し」が必要です。
- ② 住民票に、登記されている住所が記載されていないときは、「戸籍の附票」により確認できる場合がありますので、「戸籍の附票」を添付してください。
※「戸籍の附票」＝住所変更の経過が記載されているもので、本籍地市町村役場に備え付けられています。

- 3 氏名に変更があるときは、「戸籍抄本」及び「住民票の写し」が必要です。

- ① 登記された氏名と現在の氏名が確認できる「戸籍抄本」が必要です。
- ② そのほか、本籍地が記載された「住民票の写し」を添付してください。

- 4 相続が発生しているときは、①亡くなった方の「戸籍（除籍）謄本」と②相続人の「戸籍抄本」及び「住民票の写し」が必要です。

- ① 亡くなった方が死亡した旨の記載がある「戸籍（除籍）謄本」が必要です。
この場合、亡くなった方の登記されている住所が本籍地と異なる場合は、登記されている住所が記載されている「除かれた住民票の写し」又は「戸籍の附票」も添付してください。

② 相続人の現在の「戸籍抄本」及び「住民票の写し」を添付してください（相続人が数人いる場合であっても、その内の一人が地目変更の申請人になることができます。）。

5 申請書の作成方法

①別添の申請書様式に直接記入するか、②パソコン等で作成してください。

① 別添の申請書様式に直接記入する場合

- ・ インク又は黒色のボールペン等で、はっきりと書いてください。
(鉛筆は使用できません。)
- ・ 記入する欄が不足する場合は、用紙をコピーして差し支えありません。

② パソコン等で作成する場合

- ・ 申請書様式を参考にして作成し、A4の用紙に印刷してください。
- ・ 印刷する際は、片面印刷・両面印刷のいずれでも結構です。
- ・ 文字の大きさ、罫線の幅等は、任意で結構です。

6 申請書（「法務局提出用申請書」）に必要な事項を記入します。

申請書の様式及び記載例は、別添のとおりです。



登記申請書

登記の目的 地目変更

添付書類
非農地通知書

令和 年 月 日申請

高知地方法務局 登記部門

申請人 住所

氏名 印

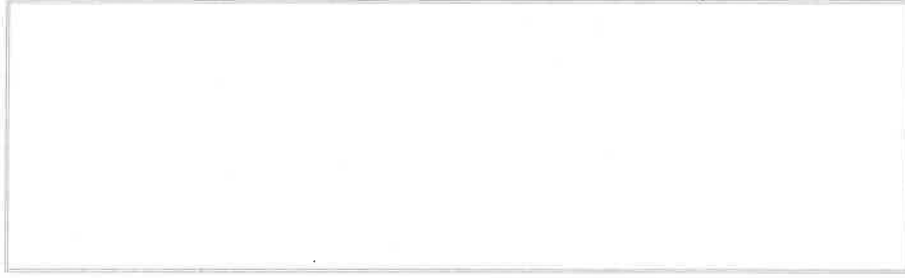
連絡先の電話番号 (- -)
(- -)

土地の表示	所在	高知市			
	②地番	②地目	③地積 m ²		登記原因及びその日付
	番				
					②
	所在	高知市			
	①地番	②地目	③地積 m ²		登記原因及びその日付
	番				
					②

土	所在	高知市		
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
地	所在	高知市		
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
の	所在	高知市		
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
表	所在	高知市		
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②
示	所在	高知市		
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付
	番			
				②

※ 記入する欄が不足するときは、この用紙をコピーして使用してください。

(記 載 例)



登 記 申 請 書

登記の目的 地目変更

添付書類

非農地通知書 (注1)

令和3年2月1日申請 (注2)

高知地方法務局 登記部門

申請人 住所 高知市栄田町二丁目2番10号

氏名 法 務 太 郎 印 (注3)

連絡先の電話番号 (088-822-XXXX) (注4)

(090-0000-XXXX)

土 地 の 表 示	所在	<u>高知市栄田町二丁目 (注5)</u>			
	<u>200番1</u> (注6)	畑 (注6)	<u>550</u> (注6)		
		<u>原野</u> (注7)			<u>②昭和年月日不詳地目変更 (注8)</u>
	所在	<u>高知市栄田町二丁目 (注5)</u>			
	① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	登記原因及びその日付	
	<u>100番</u> (注6)	<u>田</u> (注6)	<u>300</u> (注6)		
	<u>山林</u> (注7)			<u>②平成年月日不詳地目変更 (注8)</u>	

* これは記載例です。下線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。(注)は、記載しないでください。

申請書の記載例の（注1）～（注8）の説明は次のとおりです。

（注1）

- 農業委員会から送付された非農地通知書を、忘れずに提出してください。
- 原本の返却を希望される場合は、非農地通知書の写しに「原本と相違ない」ことを記載の上、署名又は記名・押印をお願いします。
原本は、登記完了後にお返しします。

（注2）

- 申請書を法務局に提出する日を記入します。

（注3）

- 申請人の住所と氏名を記入し、氏名の横に印鑑（シャチハタ以外の認印で可）を押してください。
- 相続されているときは、「申請人」の上の行に、「被相続人 何某（亡くなった方の名前）」と記入します。
「申請人」は、相続人の住所と氏名を記入します。

（注4）

- 申請書の記載事項に訂正等がある場合は、法務局の担当者から連絡しますので、日中に連絡が取れる電話番号（携帯電話、勤務先、自宅等）を記載してください。

（注5）

- 所在は、非農地通知書の所在欄に記載されている所在を記載してください。
例：高知県高知市栄田町二丁目

※ 欄が2段になっていますので、上段に記載してください。

(注6)

○ 「①地番」欄には、非農地通知書の「地番」欄に記載されている地番を記載してください。

例：非農地通知書の地番 100番 ⇒ 「100番」

：非農地通知書の地番 200番1 ⇒ 「200番1」

○ 「②地目」欄には、非農地通知書の「地目」の「登記」欄に記載されている地目（田，畑）を記載してください。

○ 「③地積」欄には、非農地通知書の面積「登記面積」欄に記載されている面積を記載してください。

※ 各欄の上段に記載してください。

(注7)

○ 「②地目」欄の下段に現在の地目を記入します。

○ 現在の地目は、非農地通知書の地目「現況」欄に記載された地目を参考に「原野」，「山林」等と記載してください。

ただし、非農地通知書に記載された現況地目は、登記可能な地目とは異なる場合がありますので、ご了承願います。

※ 「原野」＝耕作を止めて、荒地、かん木類（低木）が生えている土地

「山林」＝自然林、人工林の区別なく、耕作の方法によらないで竹木の生育する土地

(注8)

○ 「登記原因及びその日付」欄に、地目の変更があった日を記載してください。

○ 原因年月日がはっきり分からない場合は、次の例を参考に記載してください。

- ・ 「昭和」の時代の場合 → 「②昭和年月日不詳地目変更」
- ・ 「平成」の時代の場合 → 「②平成年月日不詳地目変更」
- ・ 「年」が特定できる場合 → 「②平成（昭和）〇〇年月日不詳地目変更」
- ・ 全く分からない場合 → 「②年月日不詳地目変更」

7 作成した申請書を法務局に提出します。

- 申請は、窓口に「①持参」する方法と「②郵送」する方法があります。
 - 申請書と非農地通知書は、必ず法務局に提出してください。
 - 法務局職員が現地を確認させていただきますので、「現地案内図」の添付にご協力をお願いします。
 - 住所変更や相続があるときは、前記2～4で説明した「住民票の写し」や「戸籍謄本」等の添付をお願いします。
- ※ 添付書類の原本の返却を希望される場合は、写しに「原本と相違ない」ことを記載の上、署名又は記名・押印をお願いします。
原本は、登記完了後にお返しします。

① 申請書等を窓口に持参する場合

- ・ 印鑑（シャチハタ以外の認印で可）を持参してください。
- ・ 登記が完了しますと「登記完了証」が発行されます。窓口で受領するほか、郵送で受領することも可能です。郵送での受領を希望される方は、登記申請書を提出する際に、返信用切手を貼った封筒を提出してください（封筒には申請される方の住所及び氏名を記載してください。）。

② 申請書等を郵送する場合

- ・ 申請書等を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載し、簡易書留郵便又は書留郵便により送付してください。
- ・ 登記完了後に「登記完了証」を簡易書留郵便又は書留郵便により送付しますので、返信用切手を貼った封筒を一緒に送付してください（来庁して受領される場合は不要です。）。

8 登記が完了した後、「登記完了証」が交付されます。

○ 登記完了証は、①来庁して受け取る方法と②郵送で受け取る方法があります。

① 申請書を窓口を持参された方には、受付年月日、受付番号を記載した「お知らせ」の用紙をお渡しします。

また、登記が完了した際に、申請書にご記入いただいた連絡先へ完了の連絡をさせていただきますので、ご都合のよろしいときに、ご来庁ください（申請書に押し印鑑を持参してください）。

② 郵送を希望された方には、登記完了後、提出していただいた封筒で返送します。

※「高知地方法務局ホームページ」内の「法務局・管轄のご案内」をクリックしていただきますと、県内各登記所の案内図を確認することができます。